

## 東大和市における契約に関する特約

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

### (用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者 発注者である東大和市をいう。
- (2) 受注者 発注者との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

### (受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者（受注者が法人であるときは、その役員又は使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員等であるとき、又は暴力団員等がその経営に実質的に関与しているとき。
  - (2) いかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 自らが行う契約においてその相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、契約したことが認められるとき。
  - (6) 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定による勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。
  - 3 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

- 4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(下請負等の禁止)

第4条 受注者は、要綱に基づく排除措置有資格者及び排除措置非有資格者を下請負人等としてはならない。

- 2 発注者は、受注者が要綱に基づく排除措置有資格者及び排除措置非有資格者を下請負人等としていた場合は、当該下請負契約等の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- 4 受注者は、この契約に関して下請契約等を締結するときは、前条第1項、この条の第1項、第2項及びこの項並びに次条と同様の内容を当該下請契約等に係る契約書に規定するよう努めるものとする。

(不当介入等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員等その他反社会的活動を行う者又は団体から工事妨害等の不当介入又は下請負人等としての関与の不当要求（次号においてこれらを「不当介入等」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察へ届け出ること。
- (2) 下請負人等が、暴力団、暴力団員等その他反社会的活動を行う者又は団体から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導するとともに、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ届け出ること。